

日本医師会認定産業医
更新申請 希望者各位

日本医師会認定産業医「更新申請」について

京都府医師会員の方は京都府医師会へ、会員でない方は所属医療機関のある都道府県医師会で受付いたします。

更新については、更新時期の約4ヶ月前に京都府医師会（日本医師会発出）を経由し、お知らせいたします。

更新申請手続きについては、2025年4月以降、医師会会員情報システムMAMIS（WEB上）で行うことになりました（4月初旬の時点で上記システムの稼働が遅延しているのでご留意下さい）。

手続きに伴う必要書類として、生涯研修20単位分の単位証（MAMIS上の単位があれば合算します）、登録料1万円を添えて京都府医師会産業保健係へご持参いただくか、現金書留にてご郵送ください。

ご持参の場合は月～金曜日の9時30分～11時45分、13時～17時15分、もしくは、土曜日にご持参される場合は前日までにお電話いただきますようお願い申し上げます。

申請の受付締切日は偶数月の15日となっております。お早めにご申請くださいますようお願い申し上げます。

日本医師会において審査の後、受付締切日より2ヶ月後の下旬頃に認定証を送付いたします。

〔留意事項〕

更新申請手続きを行うためには認定証有効期間（5年間）内に生涯研修20単位以上（更新、実地、専門の各研修1単位以上の合計20単位以上）の取得が必要です。

認定証有効期間内に必要単位を修了した認定産業医に限り、申請手続きの猶予期間が6ヶ月設けられております。有効期間満了日より6ヶ月を経過しますと認定が無効となり、新規取得が必要となりますのでご注意ください。

2020年2月以降、コロナ禍における特例措置として、認定期間を過ぎた場合でも日医認定産業医として認められておりましたが、特例措置は2028（令和10）年3月末をもって終了されることとなりました。（2028年3月末までに必要な単位を取得しなければ失効）。

可能な限り早めに研修を受講いただき、単位取得後は速やかに更新手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

2025年4月15日

京都府医師会地域医療2課
産業保健係 TEL075-354-6113